

建設工事等における情報共有システム活用の試行について

平成29年8月1日
県土整備部技術企画課

県土整備部が発注する建設工事等（営繕工事を除く。）の一部において、受発注者のコミュニケーションの円滑化、工事書類の処理の迅速化等を目的として、下記のとおり、情報共有システムの活用の試行を開始します。

記

1 試行開始時期等

(1) 試行開始時期及び対象工事

平成29年8月18日以降に入札公告等を行う工事。

(2) 試行対象工事の表示方法

試行対象工事は入札公告及び特記仕様書に記載します。

ただし、入札公告及び特記仕様書に表示のない工事であっても、発注者と協議が調った場合には、情報共有システム活用の試行が可能です。

2 実施について

情報共有システムを活用する工事は、試行対象工事のうち、契約後の受発注者協議において合意を得たものとします。

3 情報共有システムについて

(1) 利用できる情報共有システム及びシステムで共有する工事帳票について

「建設工事等における情報共有システム活用試行要領」及び「建設工事等における情報共有システム活用の試行に係る運用マニュアル」で定めておりますので御覧ください。

(2) 成果品の納品方法

成果品は紙媒体とし、土木工事の技術基準（平成22年7月（平成29年4月改定）宮崎県県土整備部）に基づいて作成し納品してください。

ただし、当該工事が、工事写真及び工事完成図の電子納品の試行工事である場合は、「工事写真及び工事完成図の電子納品試行要領」によって納品してください。

4 アンケートについて

情報共有システムを活用した工事においては、活用の試行に関するアンケートを実施しますので、御協力をお願いします。

※ その他詳細は、「建設工事等における情報共有システム活用試行要領」、「建設工事等における情報共有システム活用の試行に係る運用マニュアル」をご覧ください。

問合せ先

宮崎県 県土整備部 技術企画課 技術基準担当

電話 0985-26-7047

ファクシミリ 0985-26-7313

E-mail gjjutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp